



発行 東京都

目次

- マンション建替組合の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)
- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
……………(環境局環境改善部有害化学物質対策課)
- 都道の区域変更……………三
……………(建設局道路管理部路政課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………七
……………(環境局都市地球環境部環境影響評価課)
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)
- 臨海副都心進出事業者公募の応募受付終了……………八
……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………九
……………(下水道局)
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………九

正 誤 告 示

○平成十八年三月三十一日付東京都規則第五百号……………二

●東京都告示第千三百四十五号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第三十四条第一項の規定に基づき、ラグリーン千歳烏山マンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

平成十九年十月十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

ラグリーン千歳烏山マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称 グランドステージ千歳烏山

(二) 敷地の区域 世田谷区北烏山八丁目二百三十四番一、同番二及び同番三

三 施行再建マンションの敷地の区域

世田谷区北烏山八丁目二百三十四番一、同番二及び同番三

四 事業施行期間

平成十九年五月から平成二十一年六月まで

五 事務所の所在地

千代田区神田東松下町三十三番地COMSHOUSE

六 設立認可の年月日

平成十九年五月三十日

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成十九年十月十九日

●東京都告示第千三百四十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十月十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 株式会社幸和不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 幸田 雄一

(三) 主たる事務所の所在地 江東区東陽七丁目一番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第七一九九七号

(五) 免許年月日 平成十四年十月七日

二 処分年月日 平成十九年九月二十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千三百四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十条第一項の規定に基づき晴海二丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成十九年十月十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

晴海二丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十六年二月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海二丁目の一部

四 変更認可の年月日

平成十九年十月十九日

◎東京都告示第千三百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十九年十月十九日

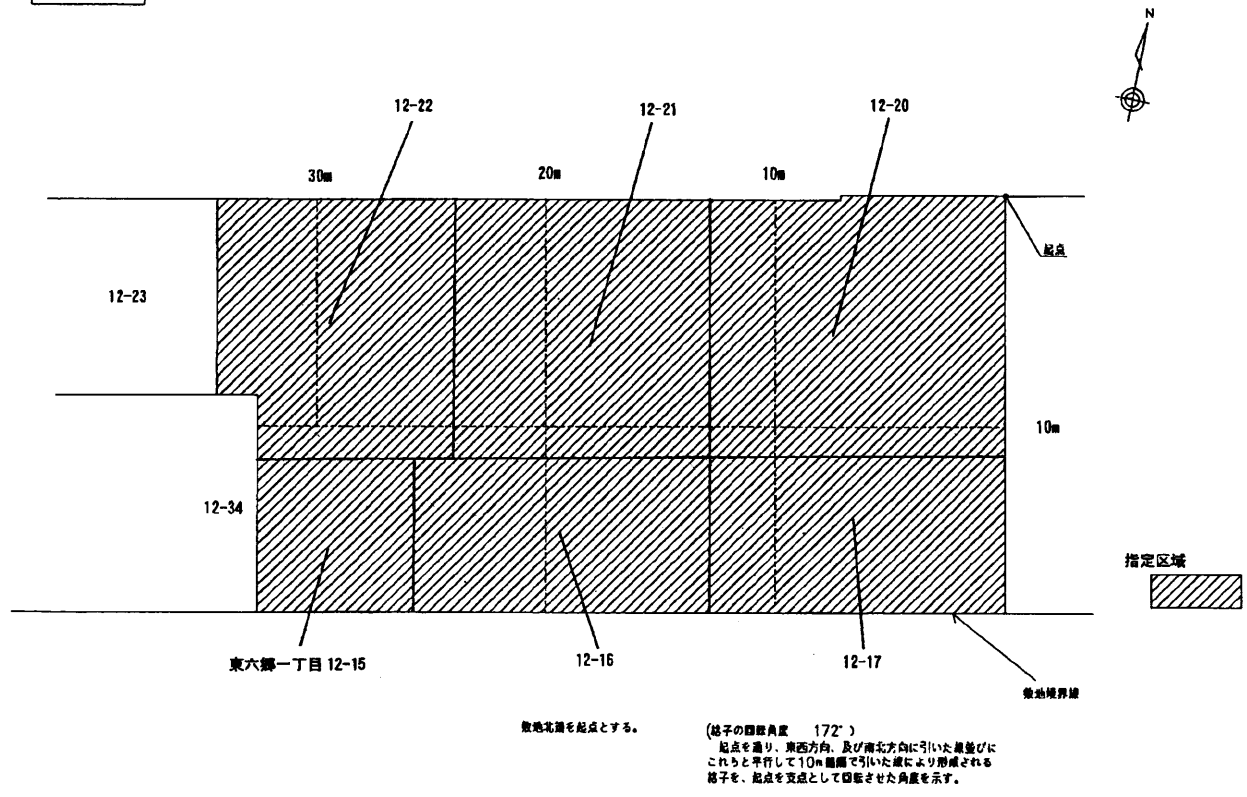
東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(大田区東六郷一丁目十二番十五から同番十七まで及び同番二十から同番二十二

まで)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可(三件).....(一)
-(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....
- 建築基準法による一団地の区域.....(一)
-(都市整備局市街地建築部建築指導課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(二)
-(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域に係る特定有害物質の種類の一部除外(三件).....(同).....(四)
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....(七)
- 訓 令(選)
- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正.....九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(同).....九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....二
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件).....(東京都収用委員会).....二

告 示

●東京都告示第千三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・十四号瑞江公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区西瑞江三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 外 添 要 一 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第六十八号鶴の木一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 大田区鶴の木一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

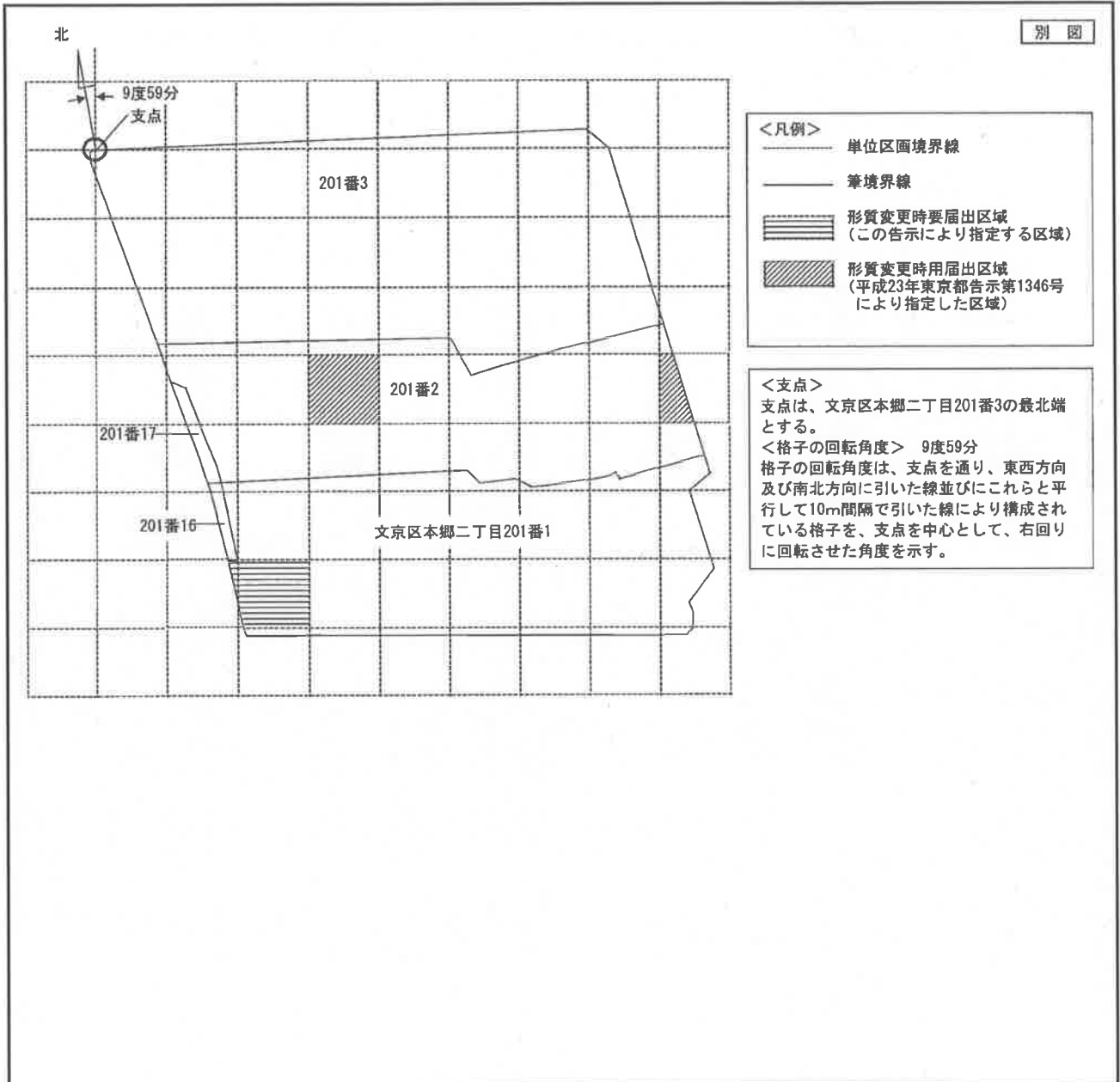
- 一 施行者の名称 東京都知事 外 添 要 一 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第五・四・四号洗足公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 大田区南千束二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 外 添 要 一



別図

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時用届出区域 (平成23年東京都告示第1346号により指定した区域)

<支点>
支点は、文京区本郷二丁目201番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 9度59分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十四号

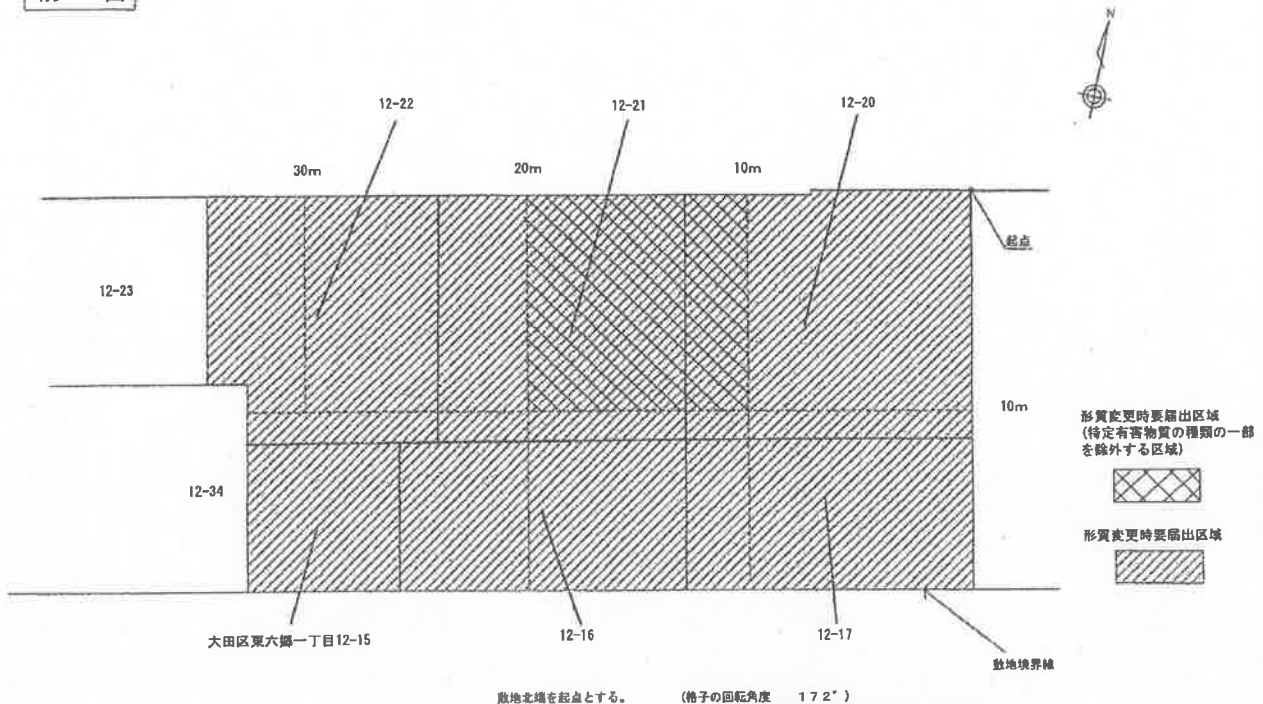
平成十九年東京都告示第千三百四十八号(土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添要一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東六郷一丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一ージクロロエチレン

別 図



敷地北端を起点とする。
 (格子の回転角度 172°)
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた幅並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十五号

平成二十四年東京都告示第百二十四号(土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央一丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一 ジクロロエチレン